

2023年12月27日

環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書1別表  
(グリーンリスト) に対する意見について

2023年12月1日付で意見募集が開始された「グリーンボンドガイドライン  
及びグリーンローンガイドライン付属書1別表 (グリーンリスト)」について、  
別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申  
しあげます。

以 上

## グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書1別表（グリーンリスト）に対する意見

#	意見等
①「大分類に対応する小分類」に関する意見	<p>A. 注2に関し「バイオマス、水素、アンモニア等の脱炭素に貢献し得る燃料に関連する事業」は大分類1「再生可能エネルギーに関する事業」に分類され得る事業であると理解している。</p> <p>この注2の記載について、「専焼」のみを想定した記載であるのか、または「混焼」も想定した記載であるか、説明をいただきたい。</p> <p>加えて、「混焼」も想定している場合には、「混焼」の対象となる石炭などの化石燃料の取扱いについても整理いただきたい。</p>
	<p>B. 注2に関し「バイオマス、水素、アンモニア等の脱炭素に貢献し得る燃料に関する事業については、ライフサイクル全体におけるGHG排出量の評価を踏まえ、環境改善効果について判断することが必要」とされているが、今後、大分類1の小分類として明確に分類していくために満たすべき基準となる環境改善効果について定量的な目線を説明いただきたい。</p>
	<p>C. 大分類4「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に、「小分類：荒廃農地・耕作放棄地の再生に資する事業」を追加いただきたい。</p> <p>なお、「生物多様性国家戦略2023-2030」（2023年3月閣議決定）において、耕作放棄された農地の増加等は、里地里山に身近に見られた生物の減少、人間活動の縮小に伴う鳥獣被害につながる旨が記載されている。</p>
	<p>D. 大分類4「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に、「小分類：有機農業への取組み（化学農薬・肥料の使用削減）に関する事業」を追加いただきたい。</p>

#	意見等
②「レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」に関する意見	<p>E. 大分類9「サーキュラーエコミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」の「9-2」に係る「レポート等において環境改善効果を算出する際に具体的な指標の例」について「関連する項目の指標を参照」と記載されているが、参照すべき分類項目例について追記いただきたい。</p> <p>例えば、次世代航空機であれば「大分類6 クリーンな運輸に関する事業」など記載いただけると検討を進めやすい。なお、当然、プロジェクトのどの側面に着目するかなどにより参照すべき分類項目が変わり得ることは理解しており、代表的な事例の追記を検討いただきたい。</p>
	<p>F. 意見Cに関連して、「レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、「荒廃農地・耕作放棄地の再生面積」が考えられる。</p>
	<p>G. 意見Dに関連して、「レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、「化学農薬・肥料の削減量」、「耕作面積に占める有機農業の割合」が考えられる。</p>

以上